

解雇等により住居等から退去を余儀なくされた
住居確保困難者に対する県営住宅の期限付き使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、解雇等により、住居等から退去を余儀なくされ、生活の場を失った者に対して、当座の住居を提供するため、地方自治法第238条の4第7項の規定及び神奈川県県有財産規則第25条第1項第7号の規定に基づき、緊急に県営住宅の短期間の使用を認めることにより、住居確保困難者が生活基盤の立て直しを図る機会を得られるよう支援することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 住居確保困難者 解雇等により住居等から退去を余儀なくされ、他に住居の確保が困難な者をいう。
- (2) 一時使用 住居確保困難者に対して期間を限定して県営住宅を使用させることをいう。

(一時使用の許可要件)

第3条 一時使用の期間は、住宅営繕事務所長（以下「所長」という。）と公共住宅課長が協議し決定した一時使用が可能な県営住宅の空き住宅を、住居確保困難者が次のすべてに該当する場合に行うことができるものとする。

- (1) 生活困窮者自立支援法に定められた生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関等（神奈川県内に限る）が住宅確保困難者として証明する者であること
- (2) 解雇等により住居等から退去を余儀なくされた者で、公共住宅課長が別に定める者であること
- (3) 令和2年3月31日以降に住居等から退去を余儀なくされた者であること
- (4) 集合住宅で生活ができ、自立が見込める者であること

(申請の受付及び審査)

第4条 申請の受付は、「県営住宅使用許可申請書(期限付入居者用)」(様式1)に事実を証する書類を添付し、所長に提出するものとし、所長は、申請書類等により速やかに審査し、使用を認める場合は申請のあった者に対して「行政財産使用許可書」(様式2)を交付する。

(一時使用ができる期間)

第5条 一時使用を許可できる期間は6月を限度とし、所長は状況に応じて、1年まで使用期間を更新できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に1年を超えて使用期間を更新する必要がある場合には、所長が認める期間を更新できるものとする。

(使用料)

第6条 使用料は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例第2条第2項の規定に基づき、次の算式により算定した額とする。また、使用料は月額とし日割り計算は行わない。

使用料＝期限付き使用に供する各住戸の家賃額×(100%-60%(減免率))

家賃額＝公営住宅法施行令第2条第2項の表の上欄(入居者の収入)、10万4千円以下の場合

の収入区分に応じて下欄に示した金額

(条例等の遵守義務)

第7条 住居確保困難者は、一時使用の許可を受けた住宅を使用するに当たり、神奈川県県営住宅条例（以下「条例」という。）及び神奈川県住宅条例施行規則（以下「規則」という。）並びに許可条件を遵守しなければならない。

(明渡し)

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可を取り消し、住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 条例及び規則を遵守しないとき。
- (2) 許可条件を遵守しないとき。
- (3) その他所長が必要と認めたとき。

(退去修繕費用)

第9条 住宅の退去修繕費用は免除する。ただし、使用者の故意又は過失により住宅を滅失又は毀損したときは、所長の指示に従い、原状に回復し、又はこれにより生じた損害を賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

県営住宅使用許可申請書
(期限付入居者用)

様式 1

令和 年 月 日

受付番号

神奈川県知事 殿

神奈川県営住宅を使用したいので、下記のとおり申請します。

申請者氏名

申請者の状況	氏名等	①	フリガナ 氏 名	男・女	②	生年 昭和 月 日 平成	年 月 日 (才)	
		③	連絡先	住所 又は 居住地		電話 () 携帯 ()		
	④	事業所の名称						
	⑤	事業所の所在地	郵便番号 (-)			現実に就労した事業所の所在地 都道府県		
	⑥	月 収	1. 給与等 (賞与を含む年収の12分の1の額) 円					
	⑦	県営住宅への入居を希望する理由						
	⑧	住戸喪失日 (又は予定日)	令和 年 月 日 喪失 ・ 喪失予定					

この申請書での県営住宅の使用は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用により 月以内に限り住宅の使用を認めるものであり、令和 年 月末日までに退去することが条件となります。

(注意)

- 1 入居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員は入居できません。
- 2 県営住宅の管理に関する諸規定に違反する場合には県営住宅の利用が認められない場合があります。
- 3 共益費 (団地自治会)、電気料金、水道料金、都市ガス料金については、住宅の使用者が支払う必要があります。なお、共益費は月額3,000円程度ですが、鍵渡しの当日に金額をお示しします。
- 4 県営住宅の住戸や敷地内では、犬や猫などのペットを飼育することは出来ません。
- 5 県営住宅では都市ガス用のコンロや照明器具は住宅使用者で準備願います。

住 営 第 号
令 和 年 月 日

様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった県営住宅の一時使用については、次の条件を付けて許可します。

- | | | |
|----|-------------|--|
| 1 | 入居を許可する住宅 | 団地 号棟 号室 |
| 2 | 入居期間(最長期間) | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで |
| 3 | 入居を許可する方 | 解雇等により、住居等から退去を余儀なくされ、生活の場を失った住居確保困難者（喪失見込みの者も含む。） |
| 4 | 使 用 料 | 月額 円 |
| 5 | 使 用 料 の 納 入 | 使用許可を受けた者は、月額使用料を神奈川県が当月ごとに発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する場所において納入しなければならない。 |
| 6 | 用 途 | 入居を許可された住宅は、解雇等により、住居等から退去を余儀なくされ、生活の場を失った住居確保困難者（喪失見込みの者も含む。）が生活基盤の立て直しを図る期間中の一時的な居住としてのみ使用し、その他の用途の使用を禁止します。 |
| 7 | 転 貸 等 の 禁 止 | 入居を許可された方は、入居を許可された住宅を他の者に転貸することはできません。 |
| 8 | 現状変更行為の制限 | 入居を許可された方は、入居を許可された住宅を模様替え・修繕・その他の現状変更をするときには、事前に知事の承認を受けなければなりません。 |
| 9 | 光熱水費等の負担 | 電気・水道・ガス等の光熱水費は、入居を許可された方が負担するものとなります。
また、同じく共益費を負担いただきます。 |
| 10 | 退 去 届 の 提 出 | 退去する場合は、事前に退去届を知事に提出すること。 |
| 11 | そ の 他 | 使用料・共益費等を滞納し、指定した期日までに納付しないなどの許可条件に違反した場合は、本件入居許可を取り消すことがあります。 |